

未来創造「新・ものづくり」特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (3.6 + 3.0) / 2 = 3.3

C

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	産地力の強化: 農業産出額	代替指標 D
B(4点)	1-2	産地力の強化: 農業参入した企業による耕作面積増	D
C(3点)	2-1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 製造品出荷額等	代替指標 A
D(2点)	2-2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 新規立地件数	A
E(1点)	2-3	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 新規立地に伴う雇用増	A

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	産地力の強化: 農業産出額 ⇒ 1-2で代替	D
B(4点)	2-1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大: 製造品出荷額等 ⇒ 2-2および2-3で代替	A
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値 (5 × 1 + 4 × 0 + 3 × 0 + 2 × 1 + 1 × 0) / 2 = 3.5 ①... 3.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項 (妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))
 ・農地集約・再整備、遊休地への企業参入による大規模農地造成など、各事業が並行して進められているが、事業間の連携による特別な効果は判別できない。
 ・6つのリーディング産業に対する事業化開発助成金執行、地域イノベーション戦略支援プログラム実施等、各施策が一体となって新産業集積・新規企業誘致に貢献している。
 ・「製造品出荷額等」について、例えば、代替指標に新規立地件数110件とあるが、約1兆円の出荷額の増加を企業110件の増加と読み替えられるかという点(一企業平均100億円の出荷が可能とする点)については疑問。一方、集積を目指すことが目標であることから、新規立地件数を代替指標とすることに大きな問題はないと思われる。

考慮事項から、目標設定の考え方が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... +0.1

i) の評価 ①+②

3.6

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3)/4=2.25 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	産地力の強化	C
B(4点)	2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大	C
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

・平成24年度は大企業の誘致に傾注しすぎたために新規参入による耕作面積増は4.9haに過ぎぬ結果となったが、地元中小企業などへの空き農地仲介・斡旋などの直接的な支援を施す努力に期待する。やはり中小企業や個人事業家にも参加を呼びかけるべきである。各施策の情報を広く企業に対して提供する仕組み作りや、参入した企業のパフォーマンスをよく研究し、成功点を積極的に情報提供するべきではないか。

・積極的な企業誘致が奏功しているが、新規工場用地不足に陥っている。市街地調整区域に工場立地誘導区域を設けるなどして対処しているが、根本的には新工場用地造成事業を早急に進めることが肝要である。また、用地不足が制約要因なのであれば供給の確保と共に、どういう企業がどういう立地を必要としているのかなど、ニーズの違いに基づくキメ細かな対応が必要と思われる。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.0$$

3.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii)の平均値 $(3.4+4.0)/2=3.7$

B

i)-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用

(概要)

・工場立地誘導地区について一定の方針の下、除外・転用が可能となった。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・内陸部への急な移転を要した4件の工場立地誘導地区への企業移転が実現したことについて、協議結果を踏まえた成果と考えられるところ。

(専門家所見(主なもの))

・市街化調整区域の弾力的運用などを通じて、企業移転を円滑に進め得た実績は評価できる。

3.8

i)-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・特区認定が平成24年11月末ゆえ、指定金融機関が決定したばかりで、推薦申請書の提出は平成25年度以降となる。計画進行中という評価。

3.0

i)-① + i)-② の平均値(注)

$(3.8+3.0)/2=3.4$

3.4

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・地域独自の財政・税制支援措置により、新規企業の誘致が円滑に進められている。

4.0

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

・企業誘致に関する指摘事項は、①関係省庁との規制緩和・支援調整などの迅速化が必須、②規制緩和等で得られた民間企業のイノベーションの成功例を知財保護の視点も含めたビジネスモデルとして展開すべし、というもの。自治体回答は、企業ニーズに迅速に応えるためにも事業認可手続きの短縮化など、国・県・市の調整会議を活用して取り組む、また、知財保護については浜松イノベーション推進機構を活用し、知財保護ネットワーク構築に努める、というもの。指摘事項への対処が計画・実施されている。

・農地集約化、企業ニーズの取り込みはそれ自体が当然の目標であり、時間軸の設定、アクションプランという点で必ずしも具体的とはいえない。解決案などPDCAサイクルで考えることが必要。

IV 総合評価(I~III)

$(3.3+3.7)/2+0.25=3.8$

「I+IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・初期段階としては十分な成果が上がっているように見えるが、現状では工業部門の移転と農業部門の進捗にかなり差があるように見える。これではバランスはもちろん、相互の連携にまでなかなか至らないと考えられ、農業部門のスピードアップを図る必要がある。

・企業立地による地域産業振興と雇用創出についても、地域独自の取組が十分進められている点が高く評価できる。

・目標を達成しようとする意欲は理解できるが、補助をコストとして考えることについても配慮が必要。

このため、I及びIIの平均値(3.50)に上記所見を加味(+0.25)し、総合評価結果をB(3.8)とする。

B

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。